

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している人は、医療費控除の申告に医療費通知が利用できます

健康づくり課
☎34-5442

医療費通知の送付時期と記載期間

	送付時期	記載されている期間
国民健康保険	2月上旬	令和5年12月～令和6年11月診療分
後期高齢者医療制度	昨年7月 昨年11月	令和6年1月～4月診療分 令和6年5月～8月診療分

記載されていない期間の医療費は、自分で明細書を作成ください。

おむつに係る費用の医療費控除が受けられます

高齢介護課
☎34-5475

高齢介護課、栄・下田各サービスセンターのいずれかで申請書を提出して確認書を受け取り、申告時に提出ください。

対象…介護保険の要介護認定を受けていて、次のいずれにも該当する人

- ・おむつ費用の医療費控除を受けるのが2年目以降
- ・要介護認定の主治医意見書により、寝たきりで尿失禁の可能性のあることを確認できる。

*初めて申請する人は、医療機関の発行する「おむつ使用証明書」で医療費控除を受けてください。



「簡単に稼げる」とうたう副業トラブルに注意

ストップ消費者被害

市民窓口課 ☎34-5553

SNSや動画広告で見つけたサイトで、「LINEでスタンプを送るだけ」「スマホのスクリーンショットを撮るだけ」などの簡単な作業で稼げるという副業に応募したところ、高額な報酬をもらうにはまず必要経費が必要と言われ、その後さまざまな理由で費用を請求され振り込んだが、結局高額な報酬はもらえなかったという相談が増えています。

「簡単に稼げる」「もうかる」ことを強調する広告は詐欺の恐れがあります。うのみにしないようにしましょう。

心配事や悩み事、契約トラブルは、相談ください。
市民窓口課 ☎34-5553

消費者トラブル情報をメール配信しています
次のアドレスにメールを送信し、登録ください。
mail.sanjo-city@raidan2.ktaiwork.jp



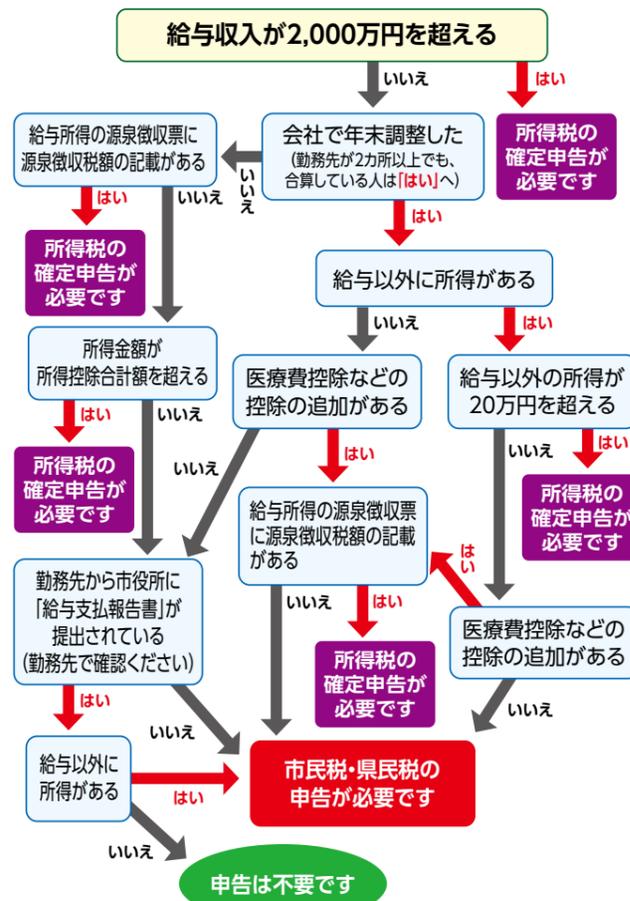
申告は必要ですか？

三条税務署 ☎32-6211
税務課 ☎34-5529

- 1 主に給与の収入があった人
- 2 主に公的年金の収入があった人
- 3 営業・農業・不動産などの収入があった人
- 4 収入がなかった人 非課税所得のみの人 (遺族・障害年金、失業保険など)

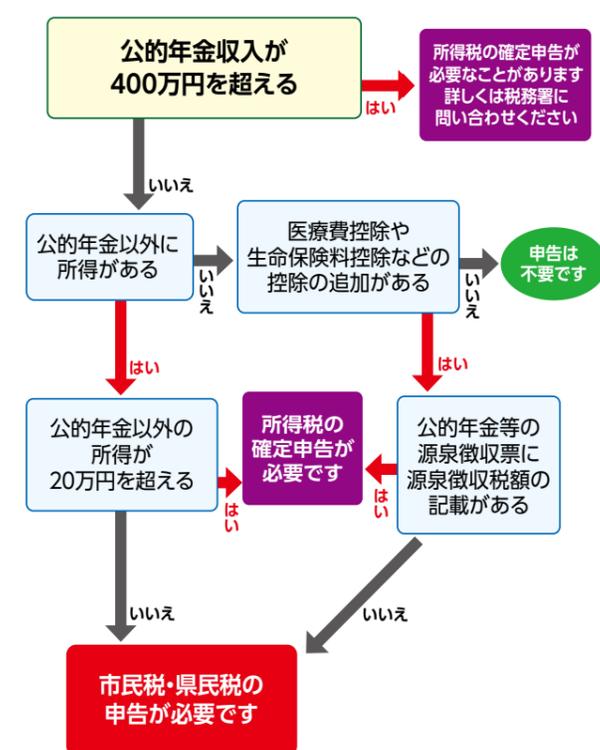
対応する番号へ↓

1 主に給与の収入があった人



*給与収入は「給与所得の源泉徴収票」の支払金額です。

2 主に公的年金の収入があった人



*公的年金収入は、公的年金等の源泉徴収票の支払金額です。

3 営業・農業・不動産などの収入があった人



4 収入がなかった人 非課税所得のみの人 (遺族・障害年金、失業保険などがあつた人)

市民税・県民税の申告が必要です

*市民税・県民税の申告は児童手当、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の算定資料となり、福祉制度の利用、所得証明書などの発行に必要です。